

## 鈴鹿市地域づくり協議会条例 逐条解説

### 名称：鈴鹿市地域づくり協議会条例

#### 〔鈴鹿市まちづくり基本条例との関係〕

鈴鹿市まちづくり基本条例第2条では、「まちづくり」を「市民一人ひとりが夢及び生きがいを持って安心して暮らせるなど、住みよいまちをつくるために行われる公共的な活動」と定義し、ソフトもハードも含め、まちづくりを市民参加によって進めていくための条例としています。

一方、鈴鹿市地域づくり協議会条例（以下「この条例」といいます。）は、鈴鹿市まちづくり基本条例が目指す住みよい鈴鹿市の実現のため、地域と市が協働しながら住民主体の地域づくりを推進するための条例です。ここでいう「地域づくり」とは「地域におけるまちづくり」をいい、地域づくり協議会が中心になって市と協働して行うものと考えています。

#### 〔「地域づくりの組織」と「地域づくり協議会」の関係〕

鈴鹿市まちづくり基本条例第14条では、「地域づくりの組織」を市民が「地域の実情又は必要に応じて、一定の地域におけるまちづくりに取り組む組織」と定義しています。この「地域づくりの組織」は、自治会、地域の各団体などもその組織の一つで、地域づくり協議会だけをいうものではありません。

この条例の「地域づくり協議会」は、一定の地域における様々な「地域づくりの組織」が連携協力して、地域づくりに取り組む自治組織をいうものです。

#### （目的）

第1条 この条例は、地域づくり協議会（地域づくりの組織（鈴鹿市まちづくり基本条例（平成24年鈴鹿市条例第18号）第14条第1項の地域づくりの組織をいう。以下同じ。）であって第6条第1項本文の規定による認定を受けたものをいう。以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めることにより、協議会の活動の定着及び活性化を図り、もって住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### 【解説】

この条例は、『住みよい地域社会の実現』という目的を目指すために、鈴鹿市まちづくり基本条例第14条に規定されている「まちづくりに取り組む組

織」が連携協力する地域づくり協議会という仕組みを地域に定着させるとともに、地域と市が協働しながら住民主体の地域づくりを推進するため、制定するものです。

ここでいう地域づくり協議会は、この条例に掲げる要件を満たし市が認定した協議会をいいます。

#### (協議会の役割)

第2条 協議会は、市と協働して地域づくり（地域におけるまちづくり（鈴鹿市まちづくり基本条例第2条第4号のまちづくりをいう。）をいう。以下同じ。）を行うものとする。

2 協議会は、地域づくりを行うに当たっては、地域の活性化及び地域の課題の解決に寄与する活動に自主的かつ主体的に取り組むものとする。

3 協議会は、地域づくりを円滑かつ効果的に行うため、協議会相互に情報交換及び連絡調整を図るように努めるものとする。

#### 【解説】

この条文は、地域づくり協議会の基本的な役割を定めています。

地域づくり協議会は、鈴鹿市総合計画2023の自治体経営の柱に掲げる市民力の基礎となるものであり、鈴鹿市総合計画の基本構想の実現に向けた協働のパートナーとなるものであることから、市との協働について規定しています。

また、地域づくり協議会の役割は、住民等構成員の声を反映し、地域の活性化や問題解決など、住みよい地域づくりに向けて、自分たちで考え自分たちの力でできることに取り組むことと、地域づくりの更なる推進のために協議会間の情報交換や連携を図っていくことを、役割としています。

#### (連携)

第3条 協議会と市は、地域づくりを推進するため、相互に連携を図るものとする。

#### 【解説】

この条文は、地域づくりの推進に向けて、地域づくり協議会と市が相互に連携を図っていくことを定めています。

具体的な連携手法については、別に定めます。

### (協議会の区域)

第4条 協議会の区域は、規則で定める。

#### 【解説】

この条文は、地域づくり協議会の区域については、別に規則で定める旨を定めています。

地域づくり協議会の区域は、これからの地域を担う次世代を含めた住民にとって最も身近な生活空間が望ましいと考えられ、また、それぞれの地域づくり協議会が自主的かつ主体的な取組を行う活動範囲は、今後変動していくことも考えられることから、地域づくり協議会の区域を規則で定めようとするものです。

### (協議会の要件)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

- (1) その区域に居住する者及びその区域で活動するものを構成員とすること。
- (2) 目的、名称、事務所の所在地、役員、総会の方法その他規則で定める事項を規定した規約を定め、当該規約に従い運営されていること。
- (3) その区域の自治会が推薦した者が、その運営に参画していること。
- (4) 民主的で透明性のある運営ができること。

#### 【解説】

この条文は、地域づくり協議会の要件について定めるものです。

#### 〔構成員〕

地域づくり協議会には加入脱退の概念はなく、その区域に居住し、又は活動する全てのものを、地域づくり協議会の構成員とすることを要件の一つとしています。

これは、鈴鹿市まちづくり基本条例の「市民」の定義に基づくものであり、その区域で活動しているなど地域に関わりをもつ住民や団体も、協議会の構成員としての権利があるものとしています。

#### 〔規約の整備〕

民主的な運営を可能とするため、地域づくり協議会の目的、名称、事務所の所

在地、役員、総会の方法などの事項について明記した規約を定め、その規約に従って運営がされていることを要件の一つとしています。

### 〔自治会の代表者の参画〕

本市の地域づくりにおいて、自治会活動は地域自治の最小単位であり、既存の地域づくりの組織の中で最も身近な共助組織として根付いている自治会活動との連携は特に重要です。そのため、単位自治会が地域づくりの基礎となっていたため、協議会の区域内の自治会が推薦したものが協議会の運営に参画することを要件の一つとしています。

なお、参画の形態例としては、地域づくり協議会の総会での議決権を持つことや地域づくり協議会の役員や委員になっていることなどが考えられます。

### 〔民主的で透明性のある運営〕

地域づくり協議会の構成員の声や意見を反映するとともに、協議会の運営や活動状況を構成員に公開するなど、民主的で透明性のある運営ができる組織体制であることを要件の一つとしています。

#### （認定等）

第6条 市長は、前条の要件に該当する地域づくりの組織を協議会として認定することができる。ただし、その区域に既に協議会があるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定による認定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 協議会は、その目的、名称、事務所の所在地その他規則で定める事項（次項において「協議事項」という。）を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に協議しなければならない。

4 協議会は、協議事項、代表者その他規則で定める事項を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

5 市長は、協議会の前条の要件に該当しなくなったときその他規則で定めるときは、第1項本文の規定による認定を取り消すことができる。

### 【解説】

この条文は、この条例に基づく地域づくり協議会の認定等について定めています。

### 〔認定〕

地域づくり協議会は、市と協働して地域づくりに取り組むなど、大きな役割を担っていただくこととなります。このことから、地域づくり協議会が一定の要件を満たすものであるかを確認することとしています。

市では、将来的に地域づくり協議会に向け、一定の事務や事業を行っていただくための交付金の交付を検討しており、区域はその算定基礎の一つとなる予定であることから、一つの区域に一つの地域づくり協議会を認定することができるものとします。

なお、認定を受けるには規則に定める方法により市長への申請が必要です。

### 〔変更の協議〕

協議会の目的、名称、事務所の所在地などを変更しようとするときは市長に事前に協議することとし、協議会の総会で承認された後、変更した旨を市長に届け出ることにしています。

また、協議会の代表者などを変更するときは、市と事前に協議する必要はありませんが、総会で承認された後、変更した旨を市長に届け出ることにしています。

### 〔認定の取り消し〕

地域づくり協議会の取り消しを定めています。取り消しについて行う場合としては、

①協議会が、やむを得ない事情でこの条例に掲げる要件に該当しなくなったと判断されるとき

②協議会が、地域づくりの更なる推進のために合併する際、認定が重複しないように取消しという手続きが必要となるとき

などを想定しています。

この条例でいう「認定」は、要件のいずれにも該当していることを確認するものですが、第3条の区域にも関係するため、協議会と市が十分協議した上で、認定を手続きとして取り消すことができるものとします。

### （協議会の事業）

第7条 協議会は、地域づくりを推進するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- （1）健康づくり及び地域福祉の増進に関する事業
- （2）安全かつ安心な生活環境づくりに関する事業
- （3）子どもの健全育成に関する事業
- （4）前3号に掲げるもののほか、地域づくりに寄与する事業

### 【解説】

この条文は、地域づくり協議会が取り組むものとする事業を定めています。

鈴鹿市まちづくり基本条例に掲げる「まちづくりの視点」を踏まえ、地域共通の課題である「健康づくり・地域福祉」「安全かつ安心な生活環境づくり」「子どもの健全育成」に関する事業のほか、地域の自主性主体性を尊重し、地域の特性に応じて取り組む住みよい地域づくりに寄与する事業を挙げています。

### （活動の制限）

第8条 協議会は、次に掲げる活動を行ってはならない。

- （1）宗教の教義を広め、儀式を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- （2）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- （3）特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

### 【解説】

この条文は、地域づくり協議会の活動についての制限を定めています。単位自治会の活動などや地域づくり協議会と連携協力する団体内において行う活動を制限するものではありません。

### 〔宗教〕

地域づくり協議会が教義の普及等、宗教活動を行うことを主たる目的とすることは制限されます。ただし、単位自治会が行う神社や寺院、墓地の清掃活動は、

檀家や氏子として集団で行う任意の活動であり、この条例の制限の対象外となります。

#### 〔政治〕

地域づくり協議会が一定の主義、主張で構成員を統制することを主な目的とする行為は認められません。

#### 〔特定の公職の候補者〕

地域づくり協議会が特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を制限しています。

#### （地域計画）

第9条 協議会は、第7条の事業を行うため、地域の特性に基づく地域の将来像並びに地域づくりの基本目標及び活動方針を定めた地域計画を策定するものとする。

#### 【解説】

この条文は、地域づくり協議会が主体となって地域計画を策定することを定めています。

ここでいう地域計画は、地域づくり協議会が地域の課題を洗い出し、地域の課題解決や活性化に向けて、自らの取組方針をまとめたものをいいます。

#### （市の支援）

第10条 市は、地域づくりを推進するため、協議会に対し、必要な支援を行うものとする。この場合において、市は、協議会の自主性及び自立性を尊重するものとする。

#### 【解説】

この条文は、地域づくり協議会に対し行う市の支援について定めるものです。ここでの「支援」とは、財政的支援や人的支援などをいいます。

具体には、地域づくり協議会の事業について、市の関係部署が必要に応じて連携し、助言や情報共有、委託契約を締結することなどが考えられます。

**(委任)**

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**【解説】**

この条文は、市長が定める規則にこの条例の施行に関し必要な事項を定めることを委任するということを定めています。